

# 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

北海道木材産業協同組合連合会

## 第一 目的

本実施要領は、北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）が平成18年4月25日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る北海道木材産業協同組合行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

## 第二 定義

- 1 「合法木材」とは、合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品をいい、「非合法木材」とは、それ以外の木材・木材製品をいう。
- 2 「産地」とは、原木の伐採地をいい、「北海道」と「北海道以外（外国産を含む）」により区分することを基本とするが、市町村単位などでも区分することができるものとする。

## 第三 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示す「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、木材・木材製品の合法性、持続可能性及び産地の証明を行おうとする事業者（以下「合法木材供給事業者」という。）は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、道木連の会員を対象とするが、会員以外の認定についても、会員に準じて行う。

## 第四 合法木材供給事業者認定申請

第三の1項に基づく認定を受けようとする合法木材供給事業者は（以下「事業者」という。）、別記第1号様式の「合法木材供給事業者認定申請書」を道木連へ提出しなければならない。

## 第五 審査及びその結果の通知

- 1 道木連は、本実施要領に基づく事業者の認定を審査するため、会長が指名する委員で構成する審査委員会を設ける。
- 2 道木連は、第四の1項の規定による申請書が提出された場合は、「第六 認定要件」及び「ガイドライン」の趣旨に基づき申請内容の審査及び現地調査を実施し、その結果を審査委員会に諮り認定の可否を決定する。
- 3 道木連は、決定した認定の可否を申請者に通知するものとする。

## 第六 合法木材供給事業者の認定要件

認定を受けようとする事業者は、森林法等木材の伐採、搬出に関する法令（以下「関係法令」という。）を遵守するとともに、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- (1) 合法木材と非合法木材を分別して、また、合法木材については、産地ごと（北海道と北海道以外）に分別し、保管することが可能な場所を有すること。  
産地を市町村単位などで証明する場合は、それぞれの産地単位で分別がされていること。
- (2) 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう、また、合法木材については、産地が混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

- (3) 合法木材及び産地が証明された木材・木材製品の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- (4) 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- (5) 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

#### 第七 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 道木連は、認定した事業者に対して、別記第2号様式の「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、道木連認定番号、認定年月日を道木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定した年度から3年度末までとする。
- 3 認定の継続を希望する事業者は、別記第3号様式の「合法木材供給事業者認定継続申請書」を道木連へ提出しなければならない。

#### 第八 登録費用

第七により認定事業者として登録又は継続登録された事業者は、速やかに別紙1に定める認定手数料及び維持運営負担金を道木連に支払わなければならない。

#### 第九 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び産地が証明された木材・木材製品の出荷に当たって、納品書等に道木連認定番号、合法木材であること及び産地を記載し、出荷先へ引き渡すことができるものとする。
- 2 なお、上記1によらず、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記第4号様式とする。

#### 第十 登録内容の変更及び取扱実績報告

- 1 認定事業者は、登録内容に変更があった場合は、速やかに別記第5号様式により、登録内容の変更申請書を道木連に提出するものとする。

2 認定事業者は、別記第6号様式で定める「合法性・持続可能性及び産地の証明された木材・木材製品の取扱実績報告書」により、合法木材及び産地が証明された木材・木材製品の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、道木連に報告する。

3 道木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

#### 第十一 立ち入り検査

道木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び産地が証明された木材・木材製品の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、道木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど道木連に協力しなければならない。

#### 第十二 認定事業者の取り消し

1 道木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を道木連のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- (2) 認定事業者から、認定の取消申請があったとき。
- (3) 認定事業者が認定の要件に適合しなくなったとき。
- (4) 認定事業者が関係法令に違反し、処罰されたとき。

2 道木連は、認定を取消したときは、別記第7号様式で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

3 上記事業者は、認定を取り消された日の翌日から起算して1年間、新たに事業者の認定申請を行うことができない。

附則 この実施要領は、平成18年4月から施行するものとする。

附則 1. この実施要領は、平成25年3月1日から施行するものとする。